

**中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に
基づく金融取引の調整の認定について**

経済産業大臣により指定された金融機関から借入している中小企業で、区長の認定を受けた場合金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。また、特別保証(中小企業金融安定化特別保証)の借り換えにも平成15年2月10日より利用できるようになりました。なお、利用にあたっては金融機関および保証協会の審査があります。

(1)受付場所

台東区 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128

〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内1階

(2)認定の要件

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 [法人]区内に本店登記をしていること。[個人]区内に主たる事業所があること。
- 3 別に定める指定金融機関*1からの直近*2の借入残高が、金融機関からの総借入残高に占める割合で10%以上であること。
- 4 指定金融機関からの直近*2の借入残高が、前年同月に比べ10%以上減少していること。
- 5 すべての金融機関からの直近*2の総借入残高が、前年同月に比べ減少していること。

*1 指定金融機関は中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁HP https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm

*2 直近とは、原則申請する月の前月を指します。前月末日と前年同月末日の残高証明をお取りください。(末日でなく、前年と今年の日付が合っているものでも構いません)

*3 認定要件3~5の借入残高減少率は小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入してください。四捨五入ではありません。

(3)必要書類

1	法人／個人	申請書2通
2	法人／個人	総借入金残高計算書(区役所所定様式)
3	法人／個人	借入しているすべての金融機関の直近および前年同月同日の借入残高証明書 ※平成20年10月1日以降に日本政策金融公庫から借入したものは除きます ※割引手形は含みません ※当座貸越は含みます
4	法人のみ	商業登記簿謄本(発行日から3か月以内の原本)
5	法人	法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式(直近2期分) ※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。
	個人	確定申告書・青色申告決算書等控一式(直近2年分) ※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。
6	法人	法人実印(訂正印用)
	個人	事業主の実印(訂正印用)
*	上記の他、必要に応じて書類を別途ご提出いただく場合がございますので、ご了承ください。	

(4)留意点

- ・ 認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくこととなります。
- ・ 特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証の申込みを行うことが必要です。
- ・ 台東区HPも併せてご覧ください。https://www.city.taito.lg.jp/bunka_kanko/jigyokeiei/yusijoseikin/yushiseido/nintei_seido/index.html